

地域包括支援センター担当圏域の見直しについて

1 次期計画における担当圏域設定の考え方について

現在の地域包括支援センター(以下「センター」という。)の担当圏域は、3,000人から6,000人という、国が定める高齢者人口の基準を基本とし、日常生活圏域(=中学校区)を踏まえながら設定している。

次期高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)においても、現行と同じく中学校区を日常生活圏域とする方針であること等を鑑み、これまでの考え方を踏襲して各センターの担当圏域を設定する方針とする。

国が定める高齢者人口の基準…地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき常勤・専従職員数は、保健師1人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員1人とする。(介護保険法施行規則第140条の66第2項)

2 担当圏域見直しの基本方針について

次期計画における担当圏域の設定にあたっては、平成20年度に見直しを行った際の方針を参考に、次の(1)~(4)を基本方針とした上で、担当するセンターが変更となるとき住民への影響や町内会をはじめとする地域組織との関係、市の財政負担への影響などを考慮して検討するものとする。

- (1) 担当圏域内の高齢者人口が、国が定める高齢者人口の基準(以下「国基準」という。)の上限を超えるときは、国基準に合わせた担当圏域の設定となるよう見直しを行う。
- (2) 担当圏域内に複数の日常生活圏域を有しているものが国基準の上限を超えるときは、日常生活圏域ごとに分割することを基本とし、小学校区や地理的要因、地域組織の担当区域等を勘案して分割する。
- (3) 担当圏域が日常生活圏域と同一のものが国基準の上限を超えるときは、配置職員の増により対応することを基本とする。
ただし、要支援認定者数が著しく多いなどの状況から、配置職員の増による対応では担当圏域全体へのきめ細かな対応が困難であると見込まれる場合は、圏域の分割を含めた見直しを行う。
- (4) この他、担当圏域内の高齢者人口が国基準の上限を超えていないものの、当該地域の高齢者を取り巻く状況や、地域組織との関係等から、早急な見直しが必要であると判断される場合には、上記に準じて圏域の見直しを行う。

介護保険法（抜粋）

（地域包括支援センター）

第 115 条の 45 地域包括支援センターは、前条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2、3（略）

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

5～7（略）

介護保険法施行規則（抜粋）

（法第 115 条の 45 第 4 項の厚生労働省令で定める基準）

第 140 条の 66 法第 115 条の 45 第 4 項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

イ 保健師その他これに準ずる者 1 人

ロ 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人

ハ 主任介護支援専門員（第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1 人

三 前号の規定にかかわらず、次のイからハまでのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

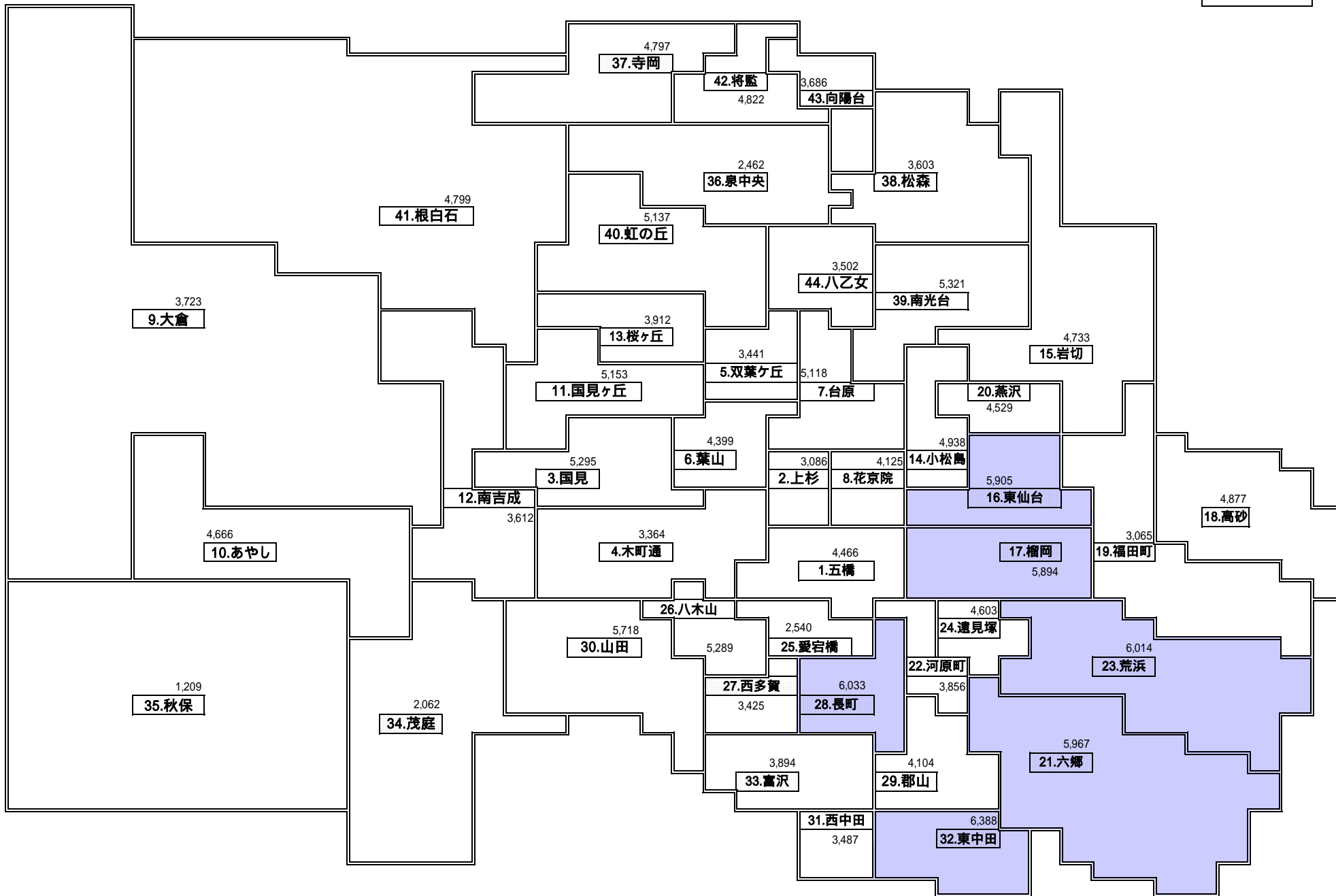
イ、ロ（略）

ハ 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における 第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	前号イからハまでに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	前号イからハまでに掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は 専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上	専らその職務に従事する常勤の前号イに掲げる者一人及び 専らその職務に従事する常勤の前号ロ又はハに掲げる者の いずれか一人

平成23年度 地域包括支援センター担当圏域イメージ図

参考



数字はH23.4.1現在の高齢者数の推計値(学区別年齢人口等を基に算出)
 今後の人口増を見据え、平成24年度時点で高齢者人口が6,000人を超えると推定される圏域を色づけ